

しげい病院通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 社会医療法人創和会が開設するしげい病院通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という）が行う指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーション事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所におくべき従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行わなければならない。
2. サービスの提供にあつては、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスを総合かつ効果的に提供されるよう配慮する。
3. 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
4. サービスの提供にあつては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
5. 事業の運営にあつては、各市町村、医療機関、居宅支援事業所、居宅サービス事業所、介護保健施設等との連携につとめる。
6. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする

1. 名 称 しげい病院通所リハビリテーション
2. 所在地 倉敷市幸町2番ー30号（しげい病院、南館1階）

（職員の職種、員数等）

第4条 事業所に従事する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 医師（専任医師）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所リハビリテーションの提供にあたる。
2. 医 師（代診医師）

3. 看護職員

看護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。

4. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。

5. 介護職員

介護職員は、通所リハビリテーション計画に基づき、通所リハビリテーションの提供にあたる。

6. 送迎運転職員

〔単位毎の職員の員数〕

	1 単位目	2 単位目
管理者（専任医師）	1 人	
看護・介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など	6 人以上	6 人以上
送迎運転職員	1 名以上	

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日、営業時間及び利用定員は次の通りとする。

1. 営業日 : 月・火・水・木・金曜（祝日含む）
ただし、12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
2. 営業時間 : 8 : 00～17 : 30
3. サービス提供時間 : 1 単位 9 : 00～12 : 00
2 単位 13 : 15～16 : 15

（利用定員）

第 6 条 施設の利用定員は次の通りとする。

- 1 単位 : 60 人
- 2 単位 : 60 人

（指定通所リハビリテーション事業の内容）

第 7 条 指定通所リハビリテーション事業の内容は、次のとおりとする。

1. 居宅と事業所間の送迎
2. 健康チェック
3. 個別リハビリテーション
4. 集団体操（体操・パワーリハなどを含む）
5. 日常生活動作練習
6. 栄養改善マネジメント
7. 口腔機能向上

8. その他医師の指示によるリハビリテーション
9. その他利用者に対する便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料その他の費用の額

1. 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。
2. 前項に定めるもののほか、次の各項に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。以下に掲げるもの以外の利用料は一切徴収しない。
 - 一. おむつ代として、その実費。
 - 二. その他通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担をさせることが適当であると認められるものについてはその実費。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意を受けるものとする。

(キャンセル料金)

第9条

1. 利用者がサービスの利用の中止をする際には、すみやかに当事業所へ連絡するものとする。
2. 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、以下のキャンセル料金を利用者より徴収するものとする。ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は徴収しないものとする。

キャンセル料は、利用者負担の支払いの額によるものとする。

時 間	
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	利用負担金の100%

(サービス利用料金の支払い)

第10条

1. 利用者は要介護度に応じて第2条に定めるサービスを受け、定所の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分）を事業者を支払うものとする。
2. 前項の他、契約者はおむつ代等利用者の日常生活上必要となる諸費用については利用者側の負担とする。
3. 契約者は、サービス利用料金を利用料支払い窓口で事業者が指定する方法により支払うものとする。
4. 介護保険認定更新などで介護度が自立の認定が降りた場合は、その月に利用された料金は自費でお支払いいただくことがあるものとする。

(利用料金の変更)

第 11 条 前条第 1 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとする。

前条第 1 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しいか、その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して事前の説明し同意を得たうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができる。

契約者は、前項の変更に同意することが出来ない場合には、事業所は本契約を解約することができるものとする。

(定員超過利用・人員基準欠如の減算及びサービス提供の中止)

第 12 条 提供した通所リハビリテーションが次のいずれかに該当する場合は、所定単位数の 70% の算定となる。

1. 利用者の数が、運営規程に定める利用定員を超えているとき。
2. 医師、理学療法士、作業療法士、看護職員および介護職員が、指定居宅サービス基準の規定（第 111 条）に達していない状況で行われたサービス。（従業員に欠員が出た場合のほか、従業員が病欠した場合も含まれる）また、専任医師又は代診医師不在時は、通所リハビリテーションのサービス提供を行わず中止とする。

(通常の事業の送迎実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は

青江 浅原 阿知 有城 生坂 五日市 稲荷町 石見町 老松町 大内 大島 沖 沖新町 帯高
加須山 亀山 川入 川西町 北浜町 倉敷ハイツ 黒崎 寿町 幸町 酒津 四十瀬 下庄
庄新町 昭和 上東 祐安 高須賀 田ノ上 田ノ上新町 徳芳 鳥羽 中央 鶴形 中庄
中庄団地 西尾 西岡 西坂 西田 西中新田 中帯江 羽島 八王子町 八軒屋 浜ノ茶屋
浜町 早高 白楽町 東町 日ノ出町 日吉町 平田 福島 二子 二日市 船倉町 本町 松島
三田 南町 宮前 美和 向山 安江
相談地域は上富井 笹沖 新田 東富井 西富井 水江 矢部 山地 早島

(内容及び手続きの説明及び同意)

第 14 条 施設は、サービスの提供に際しあらかじめ利用申し込み者又はその家族に対し、運営規定の概要、従事者の勤務の体制などを記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、同意書を受ける。

(緊急時及び事故発生等における対応方法)

第 15 条 緊急時及び事故発生等における対応方法は次のとおりとする。

1. 事業所の従事者は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合又その他必要な時には、速やかに主治医・家族・居宅介護支援事業者等へ連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。
2. サービスの提供により報告の必要がある事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第 16 条 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、非難、救出訓練の実施等の対策の万全を期するものとする。

非常時の対応	別途定める「社会医療法人 創和会 しげい病院 消防計画」により実施。			
平常時の訓練等	別途定める「社会医療法人 創和会 しげい病院 消防計画」にのっとり、年 2 回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	あり
	非難階段	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	あり	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	あり	非常用電源	あり
	カーテンは防煙性能のあるものを使用。			
消防計画等	防火管理者：しげい病院・医療支援部施設課			

(禁止行為)

第 17 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

- 宗教や信条の相違など他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 施設の秩序、風紀を乱すこと。
- 感染・災害予防などの安全衛生を害すること。
- 指定した場所以外で火気を用いること。
- 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
- 職員の許可を受けず無断で施設外へ外出したとき。

(施設、設備の使用上の留意事項)

第 18 条 利用者は事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

- 利用者は事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか又は相当の代価を支払うものとする。
- 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(事業者の責任に帰すべからざる自由)

第 19 条 本契約の有効期間中契約者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合は、事業者の責に帰すべからざる事由とする。

- 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。

2. 契約者が、サービスの実地にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず又は、不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

(天災等不可抗力)

第20条 契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他事業者の責に帰するべからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、その後、事業者は契約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負わない。また、契約者は事業者に対して、すでに実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払義務を負うものとする。

(損害賠償責任)

第21条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負うものとする。第22条に定める守秘義務に違反した場合も同様とする。

但し、契約者にも故意又は重大な過失が認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じることができるものとする。

事業者は前項における損害賠償責任を速やかに行うものとする。

(秘密保持等)

第22条

1. 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
3. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。
4. サービスの質の向上のための学会・研究会などでの事例発表などの場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。また、本人を特定できないように仮名等を使用することとする。

(苦情処理)

第23条

1. 利用者からの苦情を迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。
2. 利用者からの苦情等が発生した場合には、直ちに事業所内でサービス提供改善会議を開催し、具体的内容について検討する。検討結果及び今後の対処方法については必要に応じて利用者及びその家族、または、担当ケアマネージャーに報告する。なお、会議

の記録の内容・具体的な対処方法の手順を苦情対応記録に記載する。

3. 記録は、その完結の日から 5 年間保存する。
4. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
5. サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(苦情申立窓口)

第 24 条 しがい病院通所リハビリテーション内に苦情申し立て窓口を設置する。

担当者 : 通所リハビリテーション : 松岡 繁生 平野 圭二

対応時間 : 9 : 00 ~ 16 : 30 (月~金曜) 電話番号 086-422-8110

岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 086-223-8876

(倉敷市)

本庁 介護保険課 086-426-3343

(早島町)

早島町役場 健康福祉課 086-482-2483

(利用日の中止・追加)

第 25 条 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、利用定員が満員で契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日を契約者に提示して協議するものとする。

(契約者からの中途解約)

第 26 条 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができる。

1. 契約者が入院した場合。
2. 契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合。
3. 契約者は、前項の事由がなくとも、本契約の有効期間中であっても、本契約を解約することができる。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 3 日前までに事業者へ通知するものとする。

(事業者の債務不履行を事由とする契約解除)

第 27 条 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

1. 事業者もしくはサービス従事者が不当な理由なく本契約に定める通所リハビリテーションサービスを実施しない場合。
2. 事業者もしくはサービス従事者が第 22 条に定める守秘義務に違反した場合。
3. 事業者もしくは、サービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事情が認めら

れる場合。

4. 他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
5. 事業者が破産した場合。

（事業者からの契約解除）

第 28 条 事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができる。

1. 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大事情を生じさせた場合。
2. 契約者による、第 10 条第 1 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅滞し相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
3. 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為やカスタマーハラスメントを行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じた場合。
4. 感染・災害予防などの安全衛生を害する行動をとった場合。

（記録の整備）

第 29 条 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。また、利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（衛生管理等）

第 30 条 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

（虐待防止に関する事項）

第 31 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 虐待防止のための指針の整備。
3. 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

(業務継続計画の策定等)

第 32 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

1. 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
2. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメントに関する事項)

第 33 条 事業所は、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。またカスタマーハラスメントなど業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

第 34 条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第 35 条

1. 事業所は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、適切な業務態勢を整備する。

(ア) 採用時研修 採用後 1 年以内

2. この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会医療法人創和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 5 月 1 日 : 管理者、医師。介護職員数の変更

平成 13 年 12 月 1 日 : 人員・介護職員数の変更

平成 14 年 8 月 1 日 : 管理者、医師、介護職員数の変更

平成 15 年 1 月 1 日 : 管理者、医師、介護職員数の変更

平成 15 年 4 月 1 日 : 介護報酬改定、介護職員数の変更 *経験看護師の項削除

平成 16 年 2 月 1 日 : 人員数の変更、代診医師の項追加・営業時間の変更

平成 16 年 6 月 1 日 : 人員数の変更

平成 16 年 12 月 1 日 : 人員数の変更、その他の費用の額追加

平成 17 年 3 月 22 日 : 苦情処理についての窓口追加・サービス提供地域の変更

平成 17 年 10 月 1 日 : 利用料その他の費用の額・食費の額変更

平成 18 年 8 月 1 日 : 従業者員数の変更

平成 19 年 2 月 1 日 : 従業者員数の変更

緊急時及び事故発生等における対応方法

平成 19 年 4 月 1 日 : 従業者員数の変更

平成 19 年 10 月 1 日 : 管理者及び通常の事業の実施地域の変更

平成 20 年 6 月 30 日 : 従事する職種、員数及び職務内容の変更

平成 20 年 9 月 1 日 : 利用料その他の費用の額・食費の額変更

平成 21 年 4 月 1 日 : 単位数変更 (1 単位 : 40 人)

平成 21 年 9 月 1 日 : 利用定員の変更 (1 単位 : 50 人)

通常の事業の実施地域の変更

平成 22 年 5 月 1 日 : 営業日及び営業時間の変更 (祝日営業追加)

平成 24 年 4 月 1 日 : 指定介護予防通所リハビリテーション事業の追加

平成 25 年 2 月 10 日 : 利用定員の変更 (1 単位 : 57 人)

平成 25 年 4 月 1 日 : 利用定員の変更 (1 単位 : 25 人、2 単位 : 45 人)

サービス提供時間の変更、単位毎の職員の員数項目追加

記録の保存年数の変更 (5 年間)

平成 25 年 6 月 1 日 : 利用定員の変更 (1 単位 : 40 人、2 単位 : 50 人)

平成 26 年 12 月 1 日 : 利用定員の変更

(1 単位 : 30 人、2 単位 : 30 人、3 単位 : 50 人)

平成 30 年 4 月 1 日 : サービス提供時間の変更

平成 31 年 4 月 1 日 : 基本方針追加

令和 1 年 12 月 1 日 : サービス単位数・提供時間、利用者定員の変更

令和 3 年 4 月 1 日 : 衛生管理等・虐待防止に関する事項・通常の事業の実施地域・
業務継続計画の策定等・ハラスメントに関する事項・認知症
介護に係る基礎的な研修の変更・追加

令和 5 年 4 月 1 日 : 単位毎の職員数の割合変更

令和 6 年 4 月 1 日 : 法人名変更、単位毎の利用定員数、身体拘束変更追加

令和 7 年 6 月 1 日 : 事業の送迎実施地域の変更